

会 議 録

会 議 の 名 称	第 68 回行田市都市計画審議会
開 催 日 時	平成 23 年 3 月 25 日(金) 開会：午前 10 時 00 分 閉会：午前 10 時 45 分
開 催 場 所	行田市産業文化会館 2 階・2A 会議室
出席者(委員) 氏 名	野口憲一 朽木 宏 木島ふみこ 小川雅以 田尻 要 野村正幸 新井孝義 野口啓造 小林友明 中村博行 吉田 学 磯部佑二 富岡 誠 (名簿順・敬称略) ※幹事 橋本都市整備部長 風間まちづくり推進課長
欠席者(委員) 氏 名	栗原二郎 松本安夫 根本洋介 茅島広行 (名簿順・敬称略)
事 務 局	【まちづくり推進課】青山主幹 井上主査 瀬尾主査 奈良原主任 野中主任 金子主任 横倉主事
会 議 内 容	(1) 諮問第 1 号 行田都市計画生産緑地地区の変更 (案) について (市決定)
会 議 資 料	(資料名・概要等) ① 次第 ② 行田都市計画生産緑地地区の変更 (市決定) ③ 行田市都市計画審議会条例 ④ 行田市都市計画審議会会議傍聴要領 ⑤ 行田市都市計画審議会委員名簿
そ の 他 必 要 事 項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>小川会長</p> <p>小林委員</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>小林委員</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>小林委員</p> <p>小川会長</p> <p>まちづくり推進課</p>	<p>審議</p> <p>（１）諮問第１号 行田都市計画生産緑地地区の変更（案）について</p> <p>■ 配布資料を用いた担当課（まちづくり推進課）の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの説明について、意見・質疑等あれば伺いたい。 ・ 太井第 10 号生産緑地地区の廃止について、買取りの申出の理由として、主たる従事者でもある土地所有者が、「営農することが不可能になったためである」との説明があったが、「営農することを不可能にさせる故障」とは何があるのか。 ・ 「営農することを不可能にさせる故障」としては、両目の失明、精神の著しい障害、神経系統の著しい障害、胸腹部臓器の機能の著しい障害などが、生産緑地法施行規則第 4 条に規定されている。 ・ 太井第 10 号生産緑地地区について、平成 22 年 4 月 4 日に買取り申出があり、本日の審議会への諮問まで 11 カ月が経過している。前回の審議会、平成 22 年 12 月 17 日に諮ることはできなかったのか。 ・ 生産緑地の買取り申し出については、随時、受付けているが、審議会を開催できる回数が限定されるので、ある程度の期間で区切つての諮問とさせていただいている。また、審議会に諮る前には、埼玉県との事前協議が必要であることから、今回の審議会での諮問となった。 ・ わかりました。ただ、諮問の時期については、生産緑地の買取りの申出から約 1 年も経過するという事のないように、今後の取り扱いについては十分に考慮していただきたい。 ・ 太井第 10 号生産緑地地区について、平成 22 年 4 月 4 日の買取り申出の後の事務手続きはどのようになされたのか。 ・ 太井第 10 号地区の生産緑地地区については、平成 22 年 4 月 4 日に買取り申出があり、同年 4 月 20 日に市においては買取らない旨の通知をし、同年 4 月 20 日に農業希望者への斡旋を農業委員会へ依頼いたしました。この斡旋が不調であったことにより、同年 7 月 9 日に行為制限の解除を通知してい

中村委員	<p>る。その後、埼玉県との事前協議を経て、埼玉県から平成 23 年 2 月 22 日に異存ない旨の通知を頂き、本日の審議会にお諮りしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の買取り申出から、生産緑地の行為制限が解除されるまでの事務手続きにかかる期間についての規定はあるのか。
まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地法第 14 条の規定により、生産緑地の買取り申し出の日から 3 カ月以内に、公共機関の買取りがなく、かつ、農業希望者への斡旋が不調となった場合には、生産緑地の行為制限は解除となる。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地法で生産緑地の行為制限が解除された後に、都市計画法に基づく行田都市計画生産緑地地区の変更について、都市計画審議会に附議する必要があるのか。
まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区は、都市計画法で都市計画における土地利用の地域地区として位置付けられており、これを廃止する場合には、都市計画生産緑地地区を変更するために都市計画審議会にお諮りしなければならない。
小川会長	<p>採決</p> <ul style="list-style-type: none"> それでは諮問第 1 号について採決させていただく。原案のとおり可決することに異議はないか。 <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
小川会長	<ul style="list-style-type: none"> それでは、諮問第 1 号行田都市計画生産緑地地区の変更について、原案のとおり可決させていただく。 答申については、私から市長へ提出させていただく。 <p style="text-align: center;">【審議終了】</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 前回、第 67 回行田市都市計画審議会で審議した、行田都市計画生産緑地地区の変更については、平成 23 年 2 月 3 日行田市告示第 11 号で告示したことを報告する。 <p style="text-align: center;">【審議会閉会】</p>